

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和8年2月17日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	出 射 實	宮 本 英 美
由 喜 門 尊	藤 原 由 果	宇 津 木 康 文	石 黒 五 月
藤 原 和 正	大 森 茂 利	久 山 英 之	

4. 農地利用最適化推進委員

松 本 英 樹	時 實 乙 伊	山 崎 徹	大 河 原 律 夫
佐 藤 辰 也	岡 崎 浩	田 中 伸 五	正 富 清 人
山 内 桂 三	小 西 健 文	大 森 幹 男	時 岡 加 卓
大 森 文 生	山 本 祐 章		

5. 議事に参与した者

事務局 青木 潔
事務局 藤原 将也
事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進
計画(案)について

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
これより令和7年度瀬戸内市農業委員会、第11回の総会をはじめます。

議長（会長）（あいさつ）

事務局 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち11名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。
それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願ひします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に太田 修 委員、出射 實 委員よろしくお願ひします。それでは議題に入ります。まず第1号議案 農地法第3条許可申請についてでございますが、議案番号8番と9番に除斥があります。先にこの8番、9番の審議及び採決をしたいと思ひます。そこで、議案番号8番、9番には、農業委員の宇津木委員が関係者となっておりますので、審議及び採決の間、除斥をお願ひいたします。それでは宇津木委員の退席をお願ひいたします。

（一時退室）

はい、それでは、先に8番、9番案件について、事務局から説明をお願ひいたします。

事務局 それでは、資料の1頁をご覧ください。

【第1号議案 農地法第3条許可申請 8番案件・9番案件について、議案資料に基づき説明】

議長 続きます、担当委員のご意見を伺ひます。正富委員より説明をお願ひいたします。

正富委員 8番案件、9番案件についてご説明いたします。8番の案件ですが、譲渡人は結果的にご家族が相次いで亡くなられて、相続として、こちらの譲渡人の方が相続されたと。それでも、ご自分がもう耕作することができないので、以前から耕作をお願ひしていた、譲受人の方に購入の依頼があったということです。問題ないものと判断いたしました。9番案件につきましては、譲渡人の旦那さんが亡くなられて、息子さんの方が今東京に在住で、こちらに帰ってくる予定はないと。そのお話があり、譲渡人の方であったと。譲受人の方にお願ひするということになりました。全く問題ないものと判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 それでは、ただいまの第1号議案 農地法第3条許可申請、8番、9番について何かご意見、ご質問ありましたらお願ひします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、続いて採決に入ります。第1号議案 農地法第3条許可申請、8番案件、9番案件について、許可をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認します。それでは宇津木委員の除斥を解除します。

(入室)

続きまして、第1号議案 農地法第3条許可申請について1番案件から7番案件、10番案件から25番案件まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【第1号議案 農地法第3条許可申請 1番案件～7番案件、10番～25番案件について、議案資料に基づき説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

1番案件について、松本委員より説明をお願いします。

松本委員 1番案件についてご説明させていただきます。この土地は、譲渡人の弟さんが家庭菜園をされておりました。弟さんも高齢になり、家庭菜園の片付けをされていたところ、ご近所の方からのご紹介で、譲渡人の方に話があったようです。譲渡人の方は、奥様の実家が近所ですが、畑を借りて、家庭菜園をされております。今回、面積を減らしたいということで、話がまとまったようです。真面目に譲渡人も作られているところを見させていただきましたので、問題はないと思います。

議長 続きまして、2番案件を時實委員より説明をお願いします。

時實委員 譲渡人は相続されまして、ご主人と2人で耕作にいられていたのですが、一年ほど前に、ご主人が亡くなられて、売りに出したところ、譲受人が畑が作りたいと来られて、話がまとまりまして、買うことになりました。問題ないと思います。

議長 続きまして、3番案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員 3番案件について説明いたします。譲渡人と譲受人は、これ同一人物でございます。個人所有の田んぼを自分が代表を務める会社所有にするた

めの名義変更であり、今まで通りであり、問題はないと思われま。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、4番案件について、大河原委員より説明をお願いします。
大河原委員 4番案件についてご説明いたします。譲渡人は地元になくて、千葉県の方へずっとおられる方でございます。譲渡するというお話できまして、今回増反につき譲渡するということになりました。現地を確認したところ、問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、5番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。
佐藤委員 5番案件を説明させていただきます。この田は、利用権の設定をされ、譲受人が今現在耕作をしています。譲渡人の方が、もう全て片付けたいということです。ご審議のほどお願ひいたします。

議 長 続きまして、6番案件について、岡崎委員より説明をお願いします。
岡崎委員 6番案件の説明をします。この譲受人も譲渡人も遠方の方に住まわれることになっているのですが、この農地の隣、西隣が譲受人の実家で、その裏側、北側が譲渡人の実家になります。現在、譲受人は、ご主人と一緒にこの実家に住まわれております。以前から家庭菜園をしたいということで思っていたそうで、隣に農地があるから、譲渡人の方に、いただけないかという話をされたそうです。問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、7番案件について、田中委員より説明をお願いします。
田中委員 はい。7番案件について説明させていただきます。譲渡人は現在東京に住まわれて、こちらに帰ってくる予定はないということで、古民家ですか、住居も一緒にもう売買する話がありまして、譲受人と話がまとまったそうです。それで譲受人に色々聞いたのですが、住居へは住む予定はないということですが、実際は、自分が耕作されるということで、別に問題はありません。

議 長 続きまして、10番案件について、山内委員より説明をお願いします。
山内委員 はい、10番案件について説明します。譲渡人は、もう高校を卒業されてから、ずっと奈良市にお住まいです。最近、相続でこの土地を取得されましたが、もう管理できないことから、従兄弟の子にあたる譲受人に農地を譲渡するもので、別に問題はないと思ひます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、11番案件について、小西委員より説明をお願いします。
小西委員 はい、11番案件についてご説明させていただきます。譲渡人は、広島県に住んでいたのですが、もう退職後、岡山の方にマンションを購入して住まわれております。実家の方は虫明ですが、今高齢のお母様がお一人で住んでいらっしゃるしまして、虫明の方にはもう帰ってこないということで、所有する田畑を、隣接する譲受人の方にお譲りして、もう整

理したいというご意向でございます。問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 続きまして、11番案件から21番案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。番号12から21番については、譲受人が同じ法人ということで、まとめて事務局の方から説明申し上げます。本件10の議案について譲受人と、それぞれの譲渡人との間で話がまとまったもので、この度の3条申請となっております。譲渡人はすでに東須恵地区、および磯上地区内において、今回の申請地付近で既に営農されており、本件は国の認定を受けている、認定農業者が行う農地の規模拡大であること。また、1月の農業委員会において、許可保留解除とした通り、農地の規模拡大に伴い、栽培拠点の確保、並びに管理体制の見直しが働いていることから、この度の農地取得について問題ないと思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、22番、23番案件について、時岡委員より説明をお願いいたします。

時岡委員 22、23番案件についてご説明いたします。22番案件の土地ですけれども、この土地の両側を、譲受人が耕作されておりまして、譲渡人の田んぼにつきましても、今現在管理をされているというようなことから、譲受人が買わせてくださいということで、今回話がまとまったようです。23番案件ですけれども、柏山集落の前の条件のいい田んぼですけれども、営農型の太陽光発電に売ろうとしているという話を譲受人が聞かれました、譲渡人にもったいないので私に売ってくれないかということで話をされたところ、それは別に構わないよということで、今回話がまとまったようです。特に問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして24番案件について、大森委員より説明をお願いいたします。

大森委員 はい、24番案件について説明させていただきます。譲受人が住宅を取得した際に、農地もセットでついてきたみたいな形で説明に来られました。場所は南北道沿いの山際で、畑地状態で、譲受人も今後、果樹を植えて農地として管理するとのことでしたので、問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして25番案件について、山本委員より説明をお願いいたします。

山本委員 はい、25番です。これは以前から借用して使用していたもので、町内会役員や周辺の同意もあることから特に問題ないと思われまます。以上です。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、ただいまの第1号議案 農地法第3条許可申請について、1番から7番、10番から25番まで、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から7番案件までと、10番から25番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、ありがとうございます。賛成多数でございます。続きまして、第2号議案 農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 【第2号議案 農地法第4条許可申請 1番案件、2番案件について、議案資料に基づき説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 はい、一番案件についてご説明いたします。図面にありますように、現在水路はあるのですが、非常に水の流れが悪いというようなこともありまして、これを回収するということで、今回申請が上がってきております。部分的にはどちらに水が流れるかというところまではちょっと申請上がってないのですが、先般現地を確認したところ、非常に水路が浅くなっております、流れが悪いということで担当の方から聞いておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。別に問題ないかと思っております。以上です。

議長 続きまして、2番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山本委員 はい、2番です。この申請地周辺は住宅化が進んでおりまして、周りは宅地に囲まれている状態です。地元町内会や役員、それから隣接地、地権者からも同意があることから、特に問題ないと思われまして。

議長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番案件から2番案件許可について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ということで、承認します。続きまして、第3号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 【第3号議案 農地法第5条許可申請 1番案件から5番案件について、議案資料に基づき説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、松本委員より説明をお願いします。

松 本 委 員 1番案件についてご説明させていただきます。先ほど事務局の方からもご説明がありましたように、先月、除外された土地になります。隣接する農地の方で、譲受人はイチジクの栽培をされているのですが、現在岡山市の方にお住まいで、毎日通うのが大変なので、こちらに家を建てたい、水路とか、川に面した、用水路に面したところで、問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。2番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐 藤 委 員 2番案件の説明をさせていただきます。譲受人は自動車買い取りと解体業を行っております。この敷地の裏側を増設するというので、この工事は分割されております。当初から近隣の方とは、話を詰めながら問題ないように進めております。今回も分割の工事ですが、近隣の方の了解を取り、問題なく進める予定となっておりますので、今のところ何も問題は出ていないので、よろしいかと思っておりますので、ご審議のほどお願いします。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。3番案件について、大森委員より説明をお願いします。

大 森 委 員 譲受人ですが、現在使用している資材置き場が手狭になりまして、東隣りにある譲渡人の農地を譲り受けることになったものです。譲り受けする農地の隣に農道があります。農耕者の出入りに支障がないように控えて使用してくださいと依頼しております。問題ないと思われまので、審議のほどよろしく願いします。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。4番案件について、大森委員より説明をお願いします。

大 森 委 員 4番案件について説明させていただきます。先ほど事務局からの説明があったように、譲受人の駐車場の工事に伴う、道路側に、排水を作るに

あたり、田んぼ側に重機が入るため仮設道路申請されております。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。5番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山本委員 これは実家近くの土地に新たに新築をする予定だそうです。地元役員や周辺の関係者からの同意もありまして、農業上の支障もないと考えられますので、特に問題ないと思われまます。以上です。

議 長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番案件から5番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ということで、承認します。続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料、6頁をご覧ください。

【第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案) 議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 ただ今の第4号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、報告承認とします。審議は終了いたしました。その他の項目に入らせていただきます。事務局からお願いします。

事務局 今後の総会の予定について、令和7年度3月の通常総会は、3月18日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

4月の通常総会は、4月16日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室
で開催予定です。事務局からは以上です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和8年2月の
総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時30分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印す
る。

令和8年2月17日

議長 藤原 和 正

署名委員 太田 修

署名委員 出射 實